

障害関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針（第 1 弾）」を改定しましたので、内容をご確認のうえご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和 4 年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針第 1 弾改定」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/20230224taiouhoushin.html>

(抜粋) 8. 社会福祉施設等

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、利用者及び家族にとって重要なものであることから、家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響を重視するとともに、感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。
直接面会を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。
- ④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

※下線部が変更箇所です。

2. 参考

厚生労働省が、高齢者施設における面会の実施に関する取組についての動画等を作成しておりますので、こちらも参考にしてください。

○動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html

○リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001048692.pdf>